



# 宮 崎 県 公 報

平成30年10月29日 (月曜日) 第 3042 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

○鳥獣保護区の更新 (13件) …………… (自然環境課) 1

○鳥獣保護区特別保護地区の指定…………… (自然環境課) 4  
○ふぐ処理師試験の実施…………… (衛生管理課) 4  
○地図及び簿冊の認証…………… (農村計画課) 5

## 告 示

### 宮崎県告示第 826号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第7項ただし書の規定により、平成20年宮崎県告示第 815号で指定した冠岳鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成30年10月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 鳥獣保護区の名称

冠岳鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

日向市東郷町山陰字横瀬に所在する林道熊山線と冠橋南端の交点を起点とし、同所から林道熊山線に沿って耳川地域森林計画区日向市東郷町 166林班と 168林班との林班界の交点に至り、同所から同 166林班及び 167林班と 159林班並びに 160林班と 159林班との林班界に沿って北西へ進み耳川の右岸との交点に至り、同所から同右岸に沿って北東に進み起点へと至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

### 宮崎県告示第 827号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第7項ただし書の規定により、平成20年宮崎県告示第 816号で指定した川原鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成30年10月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 鳥獣保護区の名称

川原鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

児湯郡木城町川原に所存する小丸川右岸と主要地方道都農綾線の川原橋西詰めの交点を起点として、同所から同主要地方道を東に進み比木橋北詰めの交点に至り、同所から同橋を南西に進み比木橋南詰めに至り、同所から小丸川右岸を西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

### 宮崎県告示第 828号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第7項ただし書の規定により、平成20年宮崎県告示第 817号で指定した平成の森鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成30年10月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 鳥獣保護区の名称

平成の森鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

小林市細野に所在する一般県道霧島公園小林線と民有林林道皇子原・夷守台線との接点を起点とし、同所から同林道を南東に進み国有林林道大幡林道との交点に至り、同所から同林道を南西に進み宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森と宮崎森林管理署都城支署定木国有林の境界との交点に至り、同所から同境界を北北東に進み一般県道霧島公園小林線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

### 宮崎県告示第 829号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第7項ただし書の規定により、平成20年宮崎県告示第 818号で指定した行藤山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成30年10月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 鳥獣保護区の名称

行藤山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

市道舞野行藤線の門守橋の東端を起点とし、同市道を南に進み

祖母傾県立自然公園の境界との交点に至り、同所から同自然公園境界に沿って西に進み五ヶ瀬川地域森林計画区延岡市行膝町 186 林班の西側林班界との交点に至り、同所から同 186 林班界に沿って北西に進み同 187 林班との交点に至り、同 187 林班と 185 林班との境界に沿って西に進み同 228 林班との交点に至り、同 187 林班及び 188 林班並びに 189 林班の西側林班界に沿って南に進み同 189 林班及び 221 林班並びに 216 林班との交点に至り、同 189 林班及び 190 林班の北側林班界に沿って東に進み同 190 林班及び 218 林班並びに 52 林班との境界に至り、190 林班及び 191 林班並びに 192 林班の東側林班界に沿って南に進み市道舞野行膝線との交点に至り、同所から等高線と平行に西へ進み宮崎北部森林管理署管内行膝国有林 1121 林班との交点に至り、同所から同 1121 林班界に沿って西及び南に進み同 1121 林班の南端と市道舞野行膝線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 830号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成20年宮崎県告示第 819号で指定した殿所鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成30年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

殿所鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

日南市平山丸山の国道 220号と一般県道益安平山線との交点を起点とし、同交点から同国道を北東へ進み風田浜突端まで至り、同所から風田浜の汀線沿いに南西へ進み広渡川河口右岸へ至り、同所から広渡橋南端に至り、同所から同右岸を北西へ進み堀川運河取水口を経て右岸堤防に至り、同所から同堤防を北西へ進み妻手川河口右岸へ至り、同所から同右岸を西へ進み市道油津屋倉線へ至り、同所から同市道を北西へ進み主要地方道日南高岡線との交点へ至り、同交点から同主要地方道を北東へ進み石谷川左岸へ至り、同所から同左岸を北西に進み一般県道郷之原日南線との交点へ至り、同所から同県道を東及び北へ進み旧日南市と旧北郷町の旧市町境に至り、同所から同旧市町境を東へ進み広渡川右岸へ至り、同所から同右岸を北東へ進み一般県道内之田松永線の松永橋北端に至り、同所から同県道を南東へ進み主要地方道日南高岡線との交点へ至り、同所から同主要地方道を南へ進み一般県道益安平山線との交点に至り、同所から同県道を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 831号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成20年宮崎県告示第 820号で指定した富士鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成30年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

富士鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

日南市富士の三角点を起点とし、同所から北の谷間を下り富士漁港小湊のほぼ中部に至り、同所から南東へ海岸沿いに荒岬鼻、観音礁、瀬平崎を経て、小目井湾鶴の石と起点を結ぶ線との交点に至り、同交点から北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 832号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成20年宮崎県告示第 821号で指定した油津鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成30年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

油津鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

日南市油津の広渡橋南端を起点とし、同所から東へ進み広渡川河口右岸へ至り、同所から南へ梅ヶ浜海岸を経て同海岸先端の岩礁へ至り、同所から日向灘海上を南へ進み地松島、沖松島、裸八重、七ツ岩、ピロ岩を経て外浦崎北端へ至り、同所から日向灘海上を西へ進み日南市大堂津の細田川河口左岸に至り、同所から同左岸を北東へ進み国道 220号の細田橋北端へ至り、同所から同国道を北北西へ進み大堂津集落を経て起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

宮崎県告示第 833号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成20年宮崎県告示第 822号で指定した榎原中学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成30年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

榎原中学校鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

日南市南郷榎原に所在する市道榎原上講線沿いの日南市立榎原中学校の石碑を起点とし、同所から同中学校正門に至る道路を北

へ進み招魂墓地の門に至り、同所から招魂墓地へ続く歩道を北へ進み招魂碑に至り、同所から尾根伝いに西北に進み主要地方道酒谷榎原線に至り、同所から同主要地方道を横断し民有林を通る歩道の終点に至り、同所から北東に降りる谷を下り主要地方道酒谷榎原線に至り、同所から同主要地方道を南へ進み市道榎原上講線の交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る線で囲まれた区域

## 3 鳥獣保護区の存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

**宮崎県告示第 834号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成20年宮崎県告示第 823号で指定した陰陽石鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成30年10月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 鳥獣保護区の名称

陰陽石鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

小林市東方に所在する国道 265号と岩瀬川左岸との交点を起点とし、同所から同河川を北に廻り市道二原・下津佐線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道木切倉・瀬ノ口線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道小川・野中田線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み市道陰陽石・瀬ノ口線との交点に至り、同所から同市道を南南東に進み国道 265号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域

## 3 鳥獣保護区の存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

**宮崎県告示第 835号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成20年宮崎県告示第 824号で指定した東都農鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成30年10月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 鳥獣保護区の名称

東都農鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

都農町大字川北に所在する J R 九州東都農駅と県道都農停車場線との交点を起点として、同所から同県道を西に進み国道10号との交点に至り、同所から同国道を北に進み都農町と日向市の市町境との交点に至り、同所から同市町境に沿って東に進み汀線との交点に至り、同所から同汀線を南に進み町道山末17号の延長線との交点に至り、同所から同延長線及び町道を西に進み町道山末16号との交点に至り、同所から町道16号を北に進み起点に至る線

によって囲まれた区域、並びに都農町と日向市の市町境と汀線との交点を起点として汀線に対し直角に海域を 500メートル東へ進んだ点、町道17号の延長線と汀線との交点から汀線に対し直角に海域を 500メートル東へ進んだ点、町道山末17号の延長線と汀線の交点及び起点を順次直線で結んだ区域

## 3 鳥獣保護区の存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

**宮崎県告示第 836号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成20年宮崎県告示第 825号で指定した檜葉鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成30年10月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 鳥獣保護区の名称

檜葉鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

美郷町南郷上渡川檜葉に所在する林道渡川大藪線植鼻峠の椎葉村境と民有林と国有林の境界が交わる点を起点とし、同所から美郷町と椎葉村の町村境の稜線を北に向かって進み、宮崎北部森林管理署檜葉国有林 264林班と 265林班の境界に至り、同所から同 264林班及び 263林班と 265林班の境界に沿って東に進み、同 263林班及び 262林班並びに 265林班の交点に至り、同所から同 263林班と民有林の境界に沿って南及び西に進み、同 263林班と60林班の境界地点に至り、同所から同60林班と民有林の境界に沿って南東及び西に進み、同60林班と62林班の境界に至り、同所から同62林班と民有林の境界に沿って南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

## 3 鳥獣保護区の存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

**宮崎県告示第 837号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成20年宮崎県告示第 826号で指定した十三塚運動公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成30年10月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 鳥獣保護区の名称

十三塚運動公園鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

小林市南西方に所在する市道十三塚2号線と市道十三塚・石水線との交点を起点とし、同所から同市道を東南東に進み市道売子木・十三塚線との接点に至り、同所から同市道を東南東に進み市道板橋・十三塚線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道岡・板橋線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み作業道との交点に至り、同所から同作業道を南に進み主要地方道京

町小林線との交点に至り、同所から同主要地方道を西に進み市道下尻・今別府線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道十三塚・広庭線との交点に至り、同所から同市道を東北東に進み市道十三塚2号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間  
平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針  
引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

**宮崎県告示第 838号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成20年宮崎県告示第 827号で指定した城山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成30年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 鳥獣保護区の名称  
城山鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域  
日南市南郷町中村に所在するJR九州南郷駅の入り口と国道220号との交点を起点とし、同国道を西に進み一般県道日南南郷線との交点に至り、同所から同国道を北西に進み一般県道日南南郷線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み町道赤坂線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道宮越線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み国道220号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み県道目井津港線との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間  
平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針  
引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。

**宮崎県告示第 839号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定した。

平成30年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 特別保護地区の名称  
檜葉特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域  
美郷町南郷上渡川檜葉に所在する林道渡川大藪線槇鼻峠の椎葉村境と民有林と国有林の境界が交わる点を起点とし、同所から美郷町と椎葉村の町村境の稜線を北に向かって進み、宮崎北部森林管理署檜葉国有林62林班と61林班の境界に至り、同所から同62林班と61林班の境に沿って東に進み、同61林班は小班とに小班の境界に至り、同所から同61林班は小班とに小班の境に沿って東に進み、同60林班との境界に至り、同所から同60林班と61林班及び62林班との境界に沿って南に進み、国有林と民有林の境界に至り、同所から国有林と民有林の境を西に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 特別保護地区の存続期間  
平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針  
定期的な巡視の実施等により、精謐な環境の保持を図り、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

**公 告**

ふぐ取扱条例（昭和33年宮崎県条例第29号）第10条の規定により、平成30年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成30年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 試験の日時  
平成31年1月28日（月曜日）及び1月29日（火曜日）
- 2 試験の場所  
宮崎市保健所 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2
- 3 試験科目及び試験時間

種類	試験科目	日程	時間
学科試験	衛生法規 公衆衛生学及び食品衛生学 (ふぐに関する知識を含む。)	1月28日 (月曜日)	午前10時から午前11時まで
実技試験	ふぐの種類鑑別	1月28日 (月曜日)	午前11時15分から正午まで
	解体除毒処理、臓器の鑑別及び食用適否判断	1月28日 (月曜日)	午後零時30分から午後5時までのうち約1時間
		1月29日 (火曜日)	午前10時から午後5時までのうち約1時間（受験者数次第では、終了時間を延長して28日のみとなることがある。実技の日時については、後日送付する受験票で

			通知する 。)	
4	<p>受験資格</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 調理師法(昭和33年法律第147号)の規定により調理師の免許を受けている者又は栄養士法(昭和22年法律第245号)の規定により栄養士の免許を受けている者</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者(中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者)で、飲食店営業、魚介類販売業、魚介類せり売営業、魚肉ねり製品製造業若しくはそうざい製造業を行う施設、寄宿舎、学校、病院その他の特定多数人に食品を調理加工して供与する施設又は食品等取扱条例(昭和26年宮崎県条例第21号)第3条第2項第1号の製造業の施設のうち、鮮魚介類(生きているものを除く。)及びその製品を取り扱う施設において、調理加工の業務に2年以上従事したことがあり、かつ、現にその業務に従事し、知事が定める講習基準による所定の課程を修めたもの</p>			<p>(1) 実技試験用のトラフグは、大きさが800グラム以上のものであること。</p> <p>(2) 合格発表は、平成31年2月12日(火曜日)とし、合格者の受験番号を各保健所及び県庁ホームページにて掲示する。</p> <p>(3) 受験手続その他不明の点は、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課(電話0985(26)7076)に問い合わせること。</p> <p>国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。</p> <p>平成30年10月29日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 地籍調査を行った者の名称 国富町</p> <p>2 地籍調査を行った期間 平成28年6月1日から平成30年3月9日</p> <p>3 地籍調査を行った地域 国富町大字八代南俣、大字深年の各一部</p> <p>4 認証年月日 平成30年10月18日</p>
5	<p>受験手数料</p> <p>7,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)</p>			
6	<p>受験願書の受付期間</p> <p>平成30年11月26日(月曜日)から12月7日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とし、郵送の場合は、12月7日付けの消印のあるものまで有効とする。</p>			
7	<p>受験願書の提出先</p> <p>受験者が業務に従事している営業所又は就業所の所在地(現に業務に従事していない者にあつては、その住所地)を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。</p>			
8	<p>提出書類</p>			
1	<p>ふぐ処理師試験受験願書 2通</p>			
2	<p>4(1)に該当する者は、調理師免許証又は栄養士免許証の写し(提出先の保健所で写しをとるので、原本も提出すること。)</p>			
3	<p>4(2)に該当する者は、学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類(卒業証明書、修了証明書、学力に関する証明書又は卒業証書の原本)、施設において2年以上食品の調理加工の業務に従事したこと及び現在その業務に従事していることを証する当該施設の所有者又は管理者の証明書並びに知事が定める講習基準による所定の課程の受講証明書 各1通</p>			
4	<p>写真(最近3箇月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像で、縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのものであって、裏面に撮影年月日及び氏名を自書したもの) 1葉</p>			
5	<p>受験票及び写真票(返信用62円切手を貼付) 1通</p>			
9	<p>受験票の交付</p> <p>受験票は、試験日から1週間前までに郵送で交付する。</p>			
10	<p>受験者心得</p>			
1	<p>試験当日は、試験開始30分前までに試験場に集合すること。</p>			
2	<p>持参するもの</p> <p>受験票、筆記用具、実技試験用ふぐ(トラフグ)、包丁、白衣などの作業着、帽子、マスク、前掛け、作業用靴及び手ぬぐい</p>			
11	<p>その他</p>			

--	--